

各市町村スポーツ少年団本部長 殿

公益財団法人大分県スポーツ協会
大分県スポーツ少年団
本部長 牧 和志
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るスポーツ少年団の活動について (第二十二報)

標記のことについて、令和4年7月12日に開催された、「大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、本県における感染状況の評価がレベル2 (ステージ3相当)へ移行したことを受け、大分県教育委員会から運動部活動に係る通知が別添1 (写) のとおり発出され、それに伴い、県教育庁体育保健課長から別添2 (写) のとおり通知がありました。

つきましては、貴管下登録単位団において、引き続き基本的な感染対策を講じるとともに、下記の事項について徹底するよう周知並びに指導をお願いいたします。

記

- 1 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。
- 2 屋内で活動する場合は、体育館のような広く天井の高い施設であっても常時換気すること。
その際、二酸化炭素濃度計の活用も有効であることから、積極的に活用し、十分に換気ができているか確認すること。
- 3 練習試合等は、その安全性や必要性を慎重に判断した上で実施すること。
- 4 移動手段としてマイクロバスや保護者等の自家用車を利用する際は、マスク着用の上、常時換気するとともに、車内でのマスクなしでの会話や、飲食は控えること
- 5 宿泊を伴う活動を行う場合は、特に以下の事柄を徹底すること。
○宿泊する部屋は個室が望ましいが、確保等が困難な場合は、少人数の部屋割りにするなど工夫すること。また、マスクなしでの会話や他室の訪問は控えること。

○宿泊先のホテル等が基本的な感染症対策が徹底されているか事前に確認すること。

○食堂・浴室等はできるだけ共用を避け、やむを得ない場合は共用場所の分散利用など、感染症防止対策に係る計画を詳細に作成した上で、実施状況を必ず指導者が確認すること。
- 6 更衣室等を利用する場合は、マスクを着用し、一度に多数の団員が利用することのないよう人数を制限するなど工夫を行うとともに、短時間の利用とすること。
- 7 食事は対面を避け、会話時はマスクの着用を徹底すること。
- 8 活動後は速やかに帰宅すること。

■ 本件に関する問い合わせ先
公益財団法人大分県スポーツ協会 (福田)
連絡先 : 097-504-0888